

北海道 NPO ファンド 理事の職務権限規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人北海道 NPO ファンド (以下「この法人」という。) の定款第 10 条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第 2 条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第 2 章 理事の職務権限

(理 事)

第 3 条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(代表理事)

第 4 条 代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を統括する。
- (2) 理事会を招集する。
- (3) 毎事業年度に自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(理事)

第 5 条 理事の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 毎事業年度に、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第 3 章 補 則

(細 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和 2 年 11 月 17 日から施行する。(令和 2 年 11 月理事会決議)